

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ 延納にかかる利子税

**Q** : 当社は、法人税の納期限の特例を受けています。延納にかかる利子税は現在何%になっていますか？

**A** : 現在は、年4.4%となっています。

### 【解説】

法人税の確定申告書の申告期限は、原則として、事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内となっていますが、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、申告期限までに提出できない常況にある場合は、所轄税務署長に申請することによって申告期限を1ヶ月延長することが認められています。

申告についてはこのような特例がありますが、納税については、2ヶ月を超えて納めた税額については、延長期間に対する利子税が課せられることになっています。

利子税の割合は、「前年の11月末日の公定歩合+4%」とされていますので、現在の利子税は、昨年11月末日の公定歩合が0.4%でしたので、4.4%が適用されることとなります。

ちなみに、公定歩合は今年の2月21日に0.75%に引き上げられていますので、このまま変わらずに11月末日を迎えますと、来年の利子税は、 $0.75\% + 4\% = 4.75\% \rightarrow 4.7\%$  (0.1%未満切捨て)が適用されることとなります。

